

津市消防の監察に関する規程

平成18年1月1日消防本部訓第3号

改正 平成18年6月28日消防本部訓第63号

平成22年3月31日消防本部訓第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、津市消防本部が行う監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(監察の本旨)

第2条 監察は、公正で合理的かつ効率的な消防行政を確保するために、消防業務運営の実態及び職員のサービスの実情を明らかにして、その指導改善を促進させるためのものである。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は次のとおりとする。

(1) 定期監察

おおむね年1回、監察を実施するための計画を策定し、業務及びサービス全般について行う。

(2) 随時監察

監察を必要とする事項について随時行う。

(3) 特命監察

消防長の特命によって行う。

(監察実施者及び補助者)

第4条 監察を行う者（以下「監察実施者」という。）は、消防次長及び調査担当参事の職にあるものをもって充てる。

2 消防長が必要があると認めるときは、消防長が指名する者に監察実施者の補助をさせることができる。

(監察実施者の職務権限)

第5条 監察実施者は、監察の実施に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 監察を受ける所属の施設備品を点検し、書類若しくは簿冊を閲覧し、又は資料の提出を求めること。

(2) 職員に対し質問し、貸与品等を点検すること。

(3) 関係職員の出頭を求め、説明又は意見を聴取すること。

(監察実施上の留意事項)

第6条 監察実施者及び補助者は、特に言動を慎み、清廉潔白に身を保持するとともに、厳正公平に職務を執行しなければならない。

(監察結果の処理)

第7条 監察を終了したときは、監察実施者は、意見を付して、その結果を速やかに消防長に報告しなければならない。

2 消防長は、監察結果を検討し、改善の必要があると認めるときは、必要な措置を指示するとともに、その結果の報告を求めるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年消防本部訓第63号)

この訓は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年消防本部訓第11号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。